

# 米国財務会計基準審議会 (FASB) との第9回定期協議の概要

研究員 よしおか とおる  
吉岡 亨

## 1. はじめに

2010年8月12日と13日の2日間、企業会計基準委員会 (ASBJ) は、米国財務会計基準審議会 (FASB) との間で、第9回定期協議を

東京で開催した。FASB からは Robert H. Herz 議長と Thomas J. Linsmeier 理事が参加し、ASBJ からは西川委員長、加藤副委員長、新井副委員長、都委員、野村委員、小賀坂主席研究員その他各議題を担当する研究員等が参加した。

## 2. 全体のスケジュール

日時	議題	主な内容
12日 午前	FASB アップデート	● 主要な MoU プロジェクトの概要と戦略の修正
	ASBJ アップデート	● ASBJ におけるプロジェクト概要等
午後	金融商品	● 金融商品の分類及び測定 ● 金融資産の減損 ● ヘッジ会計
	リース	● 貸手の会計処理に関するアプローチの使い分け ● 収益認識モデルにおける支配の概念との整合性 ● 履行義務アプローチにおける結合表示
13日 午前	収益認識	● 履行義務の識別 ● 収益認識モデル (返品権を含む) における支配の移転 ● 製品保証の会計処理

## 3. 議事概要

### (1) FASB/ASBJ アップデート

FASB 側から、国際会計基準審議会 (IASB) との間で行われている主要な MoU プロジェクト

トについて、主に以下の項目について説明が行われた。

- IASB と共同で 2010 年 6 月に公表した MoU プロジェクトに関する修正された戦略の概要
- 2011 年 6 月末までに優先して完了させるプロジェクトに関する個々の進捗状況 (金融商

品、その他の包括利益、金融商品の相殺表示、収益認識、公正価値測定、リース、保険)

- 2011 年後半以降に終了させるプロジェクトに関する個々の進捗状況（資本の特徴を有する金融商品、連結、認識の中止、財務諸表の表示）

ASBJ 側からは、IASB との東京合意に基づき継続的に取り組んでいるコンバージェンス・プロジェクトに関する進捗について説明を行った。また、我が国の国際財務報告基準（IFRS）に関連した状況として、2010 年 3 月期から上場会社の連結財務諸表について IFRS の任意適用が認められることとなり、また、それに関連して、非上場会社に適用される会計基準のあり方なども活発に議論され検討されているといった説明を行った。

## (2) 金融商品

FASB は、2010 年 5 月、現行の金融商品に関する会計処理の複雑性を低減しつつ、改善を図ることを目的として、公開草案「金融商品に関する会計処理並びにデリバティブ金融商品及びヘッジ活動に関する会計処理の改訂」を公表し、包括的な金融商品に関する会計基準の見直し作業を行っている。このセッションでは、当該公開草案で提案されている内容も踏まえ、金融商品の分類・測定、金融資産の減損及びヘッジ会計に関する論点について、現時点の ASBJ の見解について説明し、その後に意見交換を行った。主な論点は以下のとおり。

- 金融商品を公正価値で測定し、その変動をその他の包括利益で認識するカテゴリー（FV-OCI カテゴリー）への分類を選択的に認めることの是非
- FV-OCI カテゴリーの分類要件を満たすような金融商品の公正価値情報を貸借対照表に表示することの必要性
- 非上場株式のような活発な市場における相場

価格のない持分金融商品に関する公正価値の測定

- コア預金負債に関する再測定アプローチの考え方
- 投資に対して持分法を適用する際の新たな要件（投資先の事業が投資企業のグループ事業に関連していること）の考え方
- 金融資産の減損に関する予想損失モデルの考え方（予想損失の当初測定と事後測定）
- FASB の信用減損モデルと IASB の予想損失モデルにおける当初認識時における損失の取扱い
- 信用減損モデルに基づく利息認識の取扱い
- IASB で現在検討されているグループヘッジに関する考え方

## (3) リース

FASB は IASB との共同プロジェクトとしてリースに関する新たな会計処理の検討を続けており、借手の会計処理を中心に新たな会計処理の論点を示したディスカッション・ペーパー「リース：予備的見解」を 2009 年 3 月に公表している。その後、寄せられたコメントを受け、貸手の会計処理を共同で検討し、FASB と IASB との間で様々な暫定決定が行われている。このセッションでは、それらの暫定決定の状況を踏まえ、貸手の会計処理を中心に現時点の ASBJ の見解を説明し、意見交換を行った（なお、この会議の翌週に、公開草案「リース」が公表されている）。主な論点は以下のとおり。

- 貸手の会計処理における履行義務アプローチ及び認識中止アプローチの使い分け（原資産の売買に関する分類の検討を含む）
- 公開草案「顧客との契約から生じる収益」における支配の移転の考え方と貸手の会計処理のアプローチとの整合性
- 履行義務アプローチを適用する貸手における、原資産、リース債権及び履行義務という 3 つ

の項目を結合表示する考え方

- 履行義務アプローチにおける履行義務の充足のタイミング
- 借手と貸手の会計処理の対称性

#### (4) 収益認識

FASB は、IASB と共同で 2010 年 6 月に公開草案「顧客との契約から生じる収益」を公表し、様々な業種に首尾一貫して適用可能な共通の基準を設けるため、収益認識の時期や測定方法について新たな提案がなされている。このセッションでは、この公開草案で提案されている新たな収益認識に関する考え方について、現時点の

ASBJ の見解を説明し、意見交換を行った。主な論点は以下のとおり。

- 履行義務の識別の要件（区別できる機能や区別できる利益マージンの考え方など）
- 収益認識モデル（返品権を含む）における支配の移転（返品権付きの製品販売に関する取り得る会計処理のアプローチ）
- 製品保証の会計処理（販売不成立アプローチと履行義務アプローチの比較）

#### (5) 次回の予定

2011 年第 1 四半期にノーウォークで開催する予定である。